

新居浜工業高等専門学校人権擁護委員会規程

平成 11 年 7 月 14 日規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 21 条の規定に基づき、人権擁護委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、人権の尊重に関する認識の高まり並びに社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害者その他あらゆる不当な差別による人権侵害に対し、人権の擁護に関する施策の推進について、本校の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 事務部長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) 学外の人権擁護に関する有識者 若干人
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、校長が委嘱する。

3 第 1 項第 5 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 11 年 7 月 14 日から施行する。

2 この規程施行後最初に委嘱される第4条第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。